(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | | | 資料番号 | 5 | | 担当課 | 私学文書課 | |
|--|--------------|-------|-----|----------------|-------------|------------|--------|---------|--|
| 法令名 | (旧)信託法 | 根拠条項 | 70 | | 許認可等 の内容 | 公認 | | 託条項の変更の | |
| 1.法令の定め(許認可要件) (旧)信託法 第七十条 公益信託二付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主 務官庁ハ信託ノ本旨二反セサル限リ信託ノ条項ノ変更ヲ為スコトヲ得 | | | | | | | | | |
| 2.審査基準 総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設 省、自治省告示第1号 民法(明治29年法律第89号)第83条ノ3第3項及び信託法(大正11年法律第62号) 第75条第2項の規定に基づき、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係 る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を次のように定め、平成12年 4月1日から施行することとしたので、告示する。 | | | | | | | | | |
| 第1 都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)が公益法人及び公益 信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たっては、次の各号に掲げる閣議決定 等によるものとする。なお、第1号に掲げる「公益法人会計基準(改正)について」中「主務 官庁」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と、第2号に掲げる「休眠法人の整理 に関する統一的基準」中「主務官庁」及び「各府省大臣」とあるのは「都道府県の知事その他 の執行機関」と読み替えるものとする。 | | | | | | | | | |
| 1 公益法人会計基準(改正)について(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定) 2 休眠法人の整理に関する統一的基準(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定) 3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定。ただし「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」に関する部分を除く。) 4 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) 5 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) | | | | | | | | | |
| 6 公益 決定) | 語託の引受け許可審査基準 | 等について | (平万 | ፬6年9月 2 | 13日公益 | 送 <i>)</i> | (等指導監) | 習連絡会議 | |

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | | | 資料番号 | 5 | | 担当課 | 私学文書課 | |
|--|--------------------------------|--------|---------------|-------------------|-------|----|----------------|--------------|--|
| 法令名 | (旧)信託法 | 根拠条項 | 70 | | 許認可等 | | | L 託条項の変更の | |
| /\ \\ | | キーついて | <u>र</u> ज्जन | <u> # 0 年 0 日</u> | の内容 | 認 | , | 时叔市幼人主 | |
| □ 公益信託の引受け許可審査基準等について(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議) | | | | | | | | | |
| 決定) 公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信 | | | | | | | | | |
| 公益信託の51支11計可審査の基準は、少なくとも次の各項の越自にぶつものとする。なの、信 託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。 | | | | | | | | | |
| 記1月初の安史にフロても、次の音項の趣目に及りることとなるような場合は、これを認可しない。 1 目的 | | | | | | | | | |
| | - 信託は、公益の実現すなわ ⁻ | ち、積極的 | に不 | 特定多数の | 者の利益の | の実 | 現を目的 | とするもので | |
| | ばならない。従って、次の。 | | - | | | | | | |
| ア | 委託者と特定の関連を有な | する者又は | 司窓 | 会、同好会 | 等構成員構 | 泪互 | の親睦、 | 連絡、意見交 | |
| Į į | 換等を主たる目的とするもの | D。 | | | | | | | |
| イ | 特定団体の構成員又は特別 | 定職域の者の | ወት | を対象とす | る福利厚望 | ŧ. | 相互救済 | 等を主たる目 | |
| l f | 的とするもの。 | | | | | | | | |
| ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。 | | | | | | | | | |
| 2 授益 | 約為 | | | | | | | | |
| | 信託の授益行為は、次の事項 | | | - | | ない | l _o | | |
| | 当該公益信託の目的に照真 | | | - | - | | | | |
| イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物 | | | | | | | | | |
| 品の配付のような資金又は物品の給付であること。 | | | | | | | | | |
| ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。 | | | | | | | | | |
| エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。 3 名称 | | | | | | | | | |
| | | バ宇能を演 | | 実現した社 | △潘今上፯ | 立式 | かまので | かけわげから | |
| 公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければなら ない | | | | | | | | | |
| ない。 従って、次のような名称は適当でない。 | | | | | | | | | |
| ア国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称 | | | | | | | | | |
| イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称 | | | | | | | | | |
| ウ当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称 | | | | | | | | | |
| 4 信託財産 | | | | | | | | | |
| 公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎 | | | | | | | | | |
| を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。 | | | | | | | | | |
| ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益 | | | | | | | | | |
| 行為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託に | | | | | | | | | |
| あっては、信託財産により、その目的の達成に必要な授益行為が存続期間を通して遂行で | | | | | | | | | |
| きる見込みであること。 | | | | | | | | | |
| | 価値の不安定な財産、客 | | | | は過大な | 負担 | 付財産が | 、上記「ア」 | |
| の財産の中の相当部分を占めていないこと。 | | | | | | | | | |

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | | | 資料番号 | 5 | | 担当課 | 私学文書課 | | |
|---|-------|------|----|------|-------------|----------------|-----|-------|--|--|
| 法令名 | (旧)信法 | 根拠条項 | 70 | | 許認可等 の内容 | 公益信託の信託条項の変更認可 | | | | |
| 5 信託報酬 公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その 額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。 6 機関 (1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。 (2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な 運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内 容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならな い。 ア 受託者 受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、 知識及び経験が豊富であること。 イ 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信 用を有するものであること。 「信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。 信託管理人は、原則として、個人であること。 ウ 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の目的たる授益行為について深い学識経験を 有する個人であること。 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の目的たる授益行為について深い学識経験を 有する個人であること。 運営委員会等の構成員の相当部分が同一家族で占められていないこと等適正な運営が 行われるような構成であること。 運営委員会等の構成員の名出が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議 決要件が定められていること。 構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議 決要件が定められていること。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |